

警報等発表時の措置について

1 暴風警報、暴風雪警報が発表された場合

京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の何れかに暴風警報または暴風雪警報（以下、暴風（雪）警報という。）が発表された場合の授業の取扱いは、次の基準による。

- （1）午前7時現在で暴風（雪）警報が解除されているときは、平常授業を行う。
- （2）午前9時までに暴風（雪）警報が解除されたときは、3限以降の授業を行う。
（10時30分からSHR）
- （3）午前11時までに暴風（雪）警報が解除されたときは、5限以降の授業を行う。
（13時からSHR）
- （4）午前11時現在で暴風（雪）警報が発表中のときは、臨時休業とする。

2 特別警報が発表された場合

京都府南部、京都・亀岡または京都市、向日市、長岡京市、大山崎町の何れかに特別警報（種類は問わない）が発表された場合の授業の取扱いは、次の基準による。ただし、特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合も特別警報と同様に扱う。

- （1）午前7時現在で特別警報が解除されているときは、平常授業を行う。
- （2）午前9時までに特別警報が解除されたときは、3限以降の授業を行う。
（10時30分からSHR）
- （3）午前11時までに特別警報が解除されたときは、5限以降の授業を行う。
（13時からSHR）
- （4）午前11時現在で特別警報が発表中のときは、臨時休業とする。

3 学校所在地（伏見区「横大路学区」）に避難指示、避難勧告が発令された場合

京都市伏見区「横大路学区」に避難指示、避難勧告が発令された場合の授業の取扱いは、次の基準による。

- （1）午前7時現在で避難指示、避難勧告が解除されているときは、平常授業を行う。
- （2）午前9時までに避難指示、避難勧告が解除されたときは、3限以降の授業を行う。
（10時30分からSHR）
- （3）午前11時までに避難指示、避難勧告が解除されたときは、5限以降の授業を行う。
（13時からSHR）
- （4）午前11時現在で避難指示、避難勧告が発令中のときは、臨時休業とする。

4 居住地域に 避難指示等 が発令された場合

市や町から「避難指示」、「避難勧告」等が発令された場合は、避難勧告等の種類に応じた適切な避難行動をとること。

5 その他

登校中、登校後（行事においては現地集合後）に警報等が発表された場合や自然災害や重大事故等の発生時には、その時点での生徒の安全確保を優先し、「学校で待機」、「即時下校」など状況に応じた指示を行う。